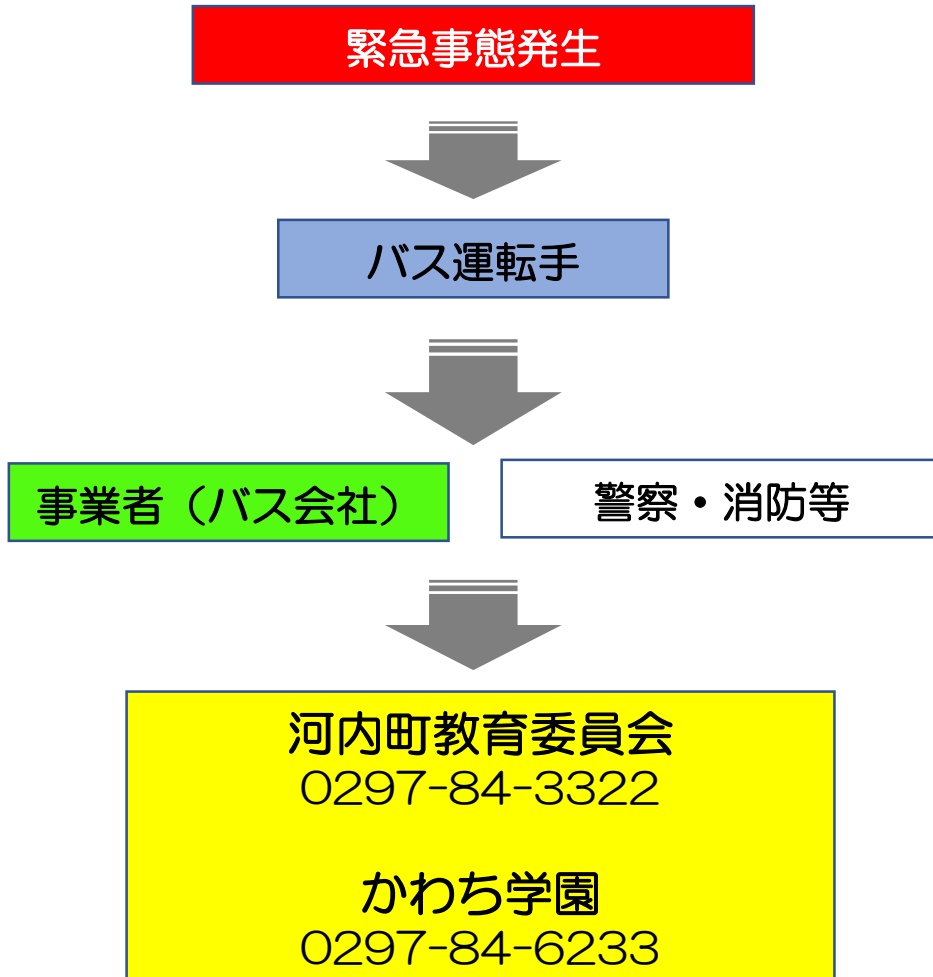


## 緊急事態発生時連絡フロー



〈連絡順について〉

バス運転手は児童生徒の生命・身体等の安全に関わる場合などの緊急時は、消防や警察への連絡を最優先にするとともに、速やかに河内町教育委員会に連絡し、事後の対応等について教育委員会の判断を仰ぐこと。

それ以外の緊急時等は原則、事業者（バス会社）への連絡を第一とする。

## 緊急事態発生時連絡フロー（バス運転手）

## 緊急事態発生

## バス運転手

①けが人の確認  
事故が発生した場合、運転手は  
必ず警察、消防に通報する。

②子どもの安全を確保  
運転手は、スクールバスを安全  
な場所へ移動させる。

③教育委員会・学校・事業者へ連絡  
運転手は、教育委員会に緊急事態が  
発生した旨の連絡をし、その後、学  
校及び事業者（バス会社）へ連絡を  
する。

④バスが走行可能な場合は、教育委  
員会の指示に基づき運行を再開。

⑤バスが走行できない場合、事業者  
（バス会社）は代車による運行を行  
う。

⑥代車による運行ができない場合、  
教育委員会が公用車による送迎を検  
討する。

- ・負傷者がいた場合、運転手は応急処置を行う。
- ・物損、人身事故の別に関わらず、事故が発生した場合、運転手は速やかに消防・警察に連絡する。
- ・事故発生後、バスの自走が可能な場合はスクールバスを安全な場所へ移動させ停車する。
- ・バスが自走不能の場合、児童生徒がバス車内に残ることが危険と判断した場合は、児童生徒を降車させ安全な場所へ避難させる。また、二次事故等の防止のためハザードランプを点け三角表示板等を設置する。
- ・ボランティアや保護者等の求めがあった場合など、いかなる場合においても、二次事故等の危険があることから、教育委員会の指示によらない第三者の送迎は決して行わないこと。
- ・事故以外の緊急事態発生時には、別紙1「緊急連絡網」により、関係各所へ連絡すること。運転手の判断のみによる対応は決して行わないこと。
- ・児童生徒のバスへの取り残し（置き去り）、乗り過ごし等があった場合、運転手は速やかに事業者（バス会社）を通じて教育委員会へ連絡し対応を確認すること。原則、児童生徒の取り残し等が発生した場合はスクールバスで学校へ送ること。